

65歳以上の皆様へ

# 介護保険料のお知らせ

問 福祉課介護保険係（13番窓口） ☎64-1120

7月中旬に令和3年度 介護保険料の決定通知書をお送りします。

- 普通徴収の方には納付書を同封しています。各納期までに金融機関等で納めてください。普通徴収の方は口座振替を利用することもできます。
- 特別徴収（年金から天引き）の方は、通知書にて保険料を確認してください。



所得段階	対象者		保険料率	保険料月額	保険料年額
	世帯の町民税課税状況	本人の収入や所得状況			
第1段階	世帯全員非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	基準額×0.3	1,920円	23,040円
第2段階		80万円以下の方	基準額×0.5	3,200円	38,400円
第3段階	世帯の誰かが課税されていて本人が非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金所得を除く）の合計が120万円超の方	基準額×0.7	4,480円	53,760円
第4段階		80万円以下の方	基準額×0.9	5,760円	69,120円
第5段階	本人が課税されている	80万円超の方	基準額	6,400円	76,800円
第6段階		120万円未満の方	基準額×1.2	7,680円	92,160円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が	120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	8,320円	99,840円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	9,600円	115,200円
第9段階		320万円以上の方	基準額×1.7	10,880円	130,560円

※なお、40歳から64歳までの方については、加入されている医療保険で健康保険料（介護分）として納めていただいております。くわしくは加入している健康保険へお問合せください。

※特別な事情により各納期限まで納付することが難しいときは、窓口またはお電話にてご相談ください。経済状況等をお伺いした上で分割納付や徴収猶予等の制度を個別にご案内します。

## 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が

うすい緑色 ▶ **みず色**

に変わります

問 健康推進課国保年金係（7番窓口） ☎65-3008

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
後期高齢者医療被保険者番号	
発給年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	和歌山県後期高齢者医療広域連合



令和3年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」という。）を更新します。新しい保険証は「みず色」です。7月初旬頃から順次簡易書留郵便にて郵送予定です。

今回お届けする「みず色」の保険証は7月1日から使用できます。

新しい保険証が届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。「うすい緑色」の保険証は令和3年8月1日以降使用できません。

現在お持ちの保険証「うすい緑色」について

新しい保険証「みず色」がお手元に届き次第、「うすい緑色」の保険証は、上記問い合わせ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意ください。処分してください。

※令和3年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。（住民税の各種控除後の課税所得額が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。）

今までは1割であった方が3割負担に変更となる場合「3割令和3年7月31日までは1割」と表示されます。

## 介護保険負担限度額認定更新のご案内

問 福祉課介護保険係（13番窓口） ☎64-1120

介護保険負担限度額認定とは、介護施設への入所やショートステイ利用時、自己負担となる居住費や食費を経済的理由により利用が困難とならないよう、負担限度額認定申請を行うことで、条件を満たせば負担上限額が定められ、費用負担が軽減される制度です。

現在、介護保険負担限度額認定を受けている方で、引き続き認定を希望される場合は、8月末日までに更新の手続きが必要です。対象の方にお知らせを送付します。（毎年申請が必要です。）

なお、まだ認定を受けていない方の新規申請は随時受付しています。申請時には、本人及び配偶者の資産状況などの記入、通帳等のコピーが必要です。

※令和3年8月から介護施設を利用したときの食費や負担限度額の基準等が一部変わります。